

令和6年11月6日

一般社団法人東京建設業協会
会長 乗京 正弘 殿

東京労働局長



関東地方整備局長



建設業における働き方改革の推進と将来の担い手の確保に向けた要請書

平素より格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業は、私たちの生活に直結するインフラの整備・維持・修繕に加え、災害発生時の復旧・復興作業など、社会において重要な役割を担っておりますが、未だ建設業における労働時間は他の産業と比較しても長く、各職種において慢性的な人手不足の状況が継続しているため、働き方改革を推進し長時間労働の是正を図るとともに、週休2日を確保することにより、労働者が働きたいと思えるような魅力ある職場づくりを実現させることによって、将来の担い手を確保することが急務となっております。

また、働き方改革については、時間外労働の上限規制が建設業についても、令和6年4月1日より適用されました。

さらに、建設業がインフラ整備の担い手・地域の守り手としての役割を果たし続けられるよう、担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、本年の通常国会において、いわゆる第三次担い手3法が成立したところです。

東京労働局及び関東地方整備局では、建設業における働き方改革の推進や人材の確保・育成・定着等に向けて、これまでも連携して、長時間労働削減に向けた自主的な取組の促進、上限規制の円滑な適用に向けた周知・支援、週休2日をはじめとした適正な工期及び請負代金の設定並びに適切な価格転嫁に向けた取組などの周知・啓発に取り組んでまいりましたが、建設業界を取り巻く現状に鑑みますと、これらの取組を一層加速させる必要があります。



これらの取組を実効あるものとするためには、建設事業者に留まらず、工事発注者等の御理解・御協力が必要不可欠です。

つきましては、貴団体におかれまして、これらの取組の趣旨に改めて御理解いただくとともに、関連する団体等に対する周知・啓発に御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

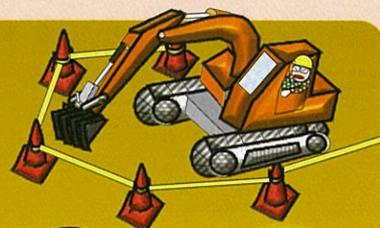
併せて、建設事業者が下請等協力事業者に対して適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう、工事発注者等においても建設事業者との取引上必要な御配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

11.11.11
1025

工事発注者の皆様へ

建設業の

「働き方」が変わりました!!



令和6年4月1日から建設業にも
時間外労働の上限規制が適用されました。

★今後このような取組が進んでいくものと考えられます。

- ・ 所定労働時間の枠組みの見直し
- ・ 週休2日制の推進
- ・ 年次有給休暇の取得促進
- ・ 適正な工期の設定
- ・ 人材確保と育成 など



建設業に適用される時間外労働の上限規制の主な内容は・・・
(36協定の始期が令和6年4月1日以降のものが対象です。)

時間外労働の上限規制が適用されたことで、36協定で定める時間外労働の上限時間は、

原則 月45時間・年360時間

となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。

また、臨時的な特別の事情(特別条項)がある場合でも、以下の上限を超える時間外労働や休日労働はできなくなりました。

- ・ **1年間の時間外労働は720時間以内**
- ・ **1か月の時間外労働と休日労働の合計が100時間未満**
- ・ 時間外労働と休日労働の合計時間が「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」で**1か月当たり80時間以内**
- ・ 時間外労働が月45時間を超えてできるのは、**年6か月以内**

※例外規定があります。

災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について

- ・ 月100時間未満
 - ・ 2～6か月平均80時間以内
- この2つの規制は令和6年4月1日以降も適用されません。



東京労働局・労働基準監督署(支署)

2024.4

はたらきかたススめ

検索



令和5年4月1日から 中小企業に対する月60時間超の時間外労働の 割増賃金率が引き上げられました。

(令和5年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50%
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(令和5年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに 50%
※中小企業の割増賃金率を引上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

⊘ 「下請たたき」は禁止されています！

著しく短い工期を設定するなどの行為（いわゆる「下請たたき」）は、建設業法で禁止されています。労働基準監督署では、「下請たたき」に関する相談に対応し、国土交通省への取次ぎも行っています。



(※ 下請取引に限らず、発注者と元請負人との間の取引についても相談の対象となります。)

各種支援策のご案内

- 都内の労働基準監督署（支署）では、中小企業や小規模事業者等に対し、説明会の開催や個別訪問を行い、丁寧な支援を実施しています。
- 東京労働局では、東京働き方改革推進支援センターを運営し、労務管理全般に関するご相談をお受けしています。

お気軽にご相談ください。

工事発注の際には、ご理解とご協力をお願いいたします。

第14次東京労働局労働災害防止計画（2023年度～2027年度）推進中



“Safe Work TOKYO”の下
トップが発信！ みんなで宣言一人一人が「安全・安心」
をキャッチフレーズに計画を推進しています。

「工期に関する基準」を踏まえた 適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したリーフレット



「工期に関する基準」や
適正工期のあり方について
受注者や発注者の皆様へ
わかりやすく解説しています。



建設工事における適正な工期の確保に向けて

※ 国土交通省のHPに掲載されています。

解説動画の掲載先QRコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。



適正な工期設定はなぜ必要？

- 1 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
- 2 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様への安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします



「著しく短い工期による工事契約」 建設業法で禁止されています！

長時間労働が前提の工事契約は法律違反に繋がるおそれ

工事の発注者

① 長時間労働を前提とした工事請負契約の締結



③ 建設業法の「著しく短い工期の禁止」に違反

工事を受注する建設企業

② 労働基準法の
時間外労働規制に
違反した場合

**著しく短い工期の禁止に違反した工事発注者には、
建設業許可部局が行政指導を実施し、発注者名等を
公表する場合があります**

工事の発注者と受注する建設企業の双方が建設業法違反となります
(違反した建設企業は許可行政庁による指導監督の対象となります。)

建設業法 第十九条の五（著しく短い工期の禁止）

第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。(※)

※ 第2項は、2024年6月の建設業法改正により追加。(2025年12月までに施行予定)



適正価格による取引で明るい未来づくり

快適な住まい



魅力あるまち



災害に強い国



建設業界が“つくる”で支えています

建設業界の現状

インフラの新設や維持管理、災害時の応急復旧、防災・減災、国土強靱化等の最前線で活動する建設業界を取り巻く環境は、**賃金、人材の確保が厳しい状況**です。

材料費



建設資材物価指数は
平成27年に比べて
32.8ポイント上昇

(一財)建設物価調査会 建設資材物価指数より

人件費



建設業の年間賃金は
平成24年に比べて
73万円上昇

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より
国土交通省作成

賃金水準



令和5年時点で
全産業年間賃金に比べて
76万円低い

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より
国土交通省作成

就業者数



平成9年に比べて
令和5年の建設業就労者は
206万人減少

総務省「労働力調査」を基に国土交通省
で算出

建設業界が国民の安心・安全の確保を担う、「**地域の守り手**」として安定的に活動するためには、**適正な価格設定**による建設工事の取引が重要となります。

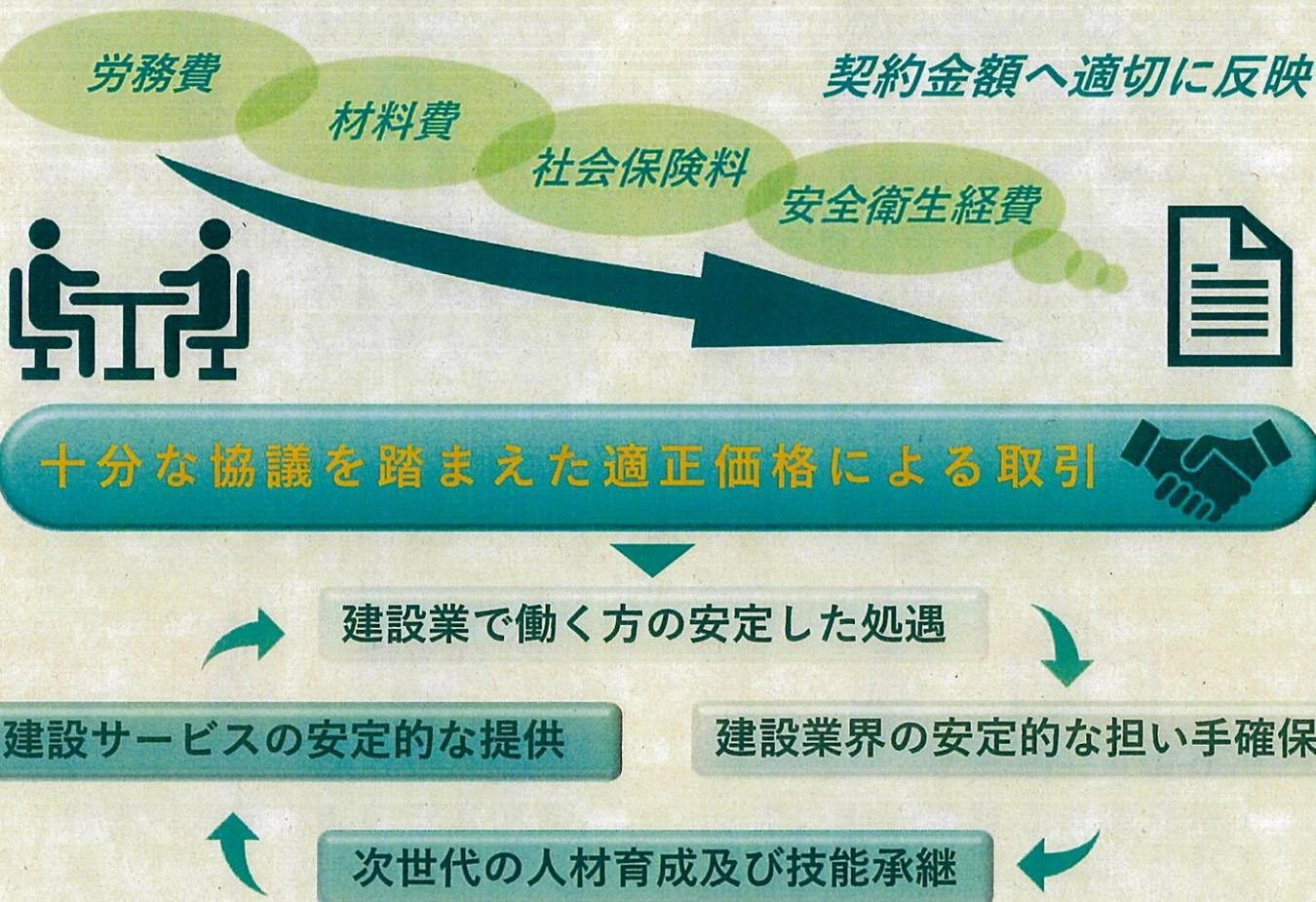
建設業界が持続可能な産業として、これからも国民の安心・安全の確保を担うためには、建設工事の取引ルールの遵守徹底が必要です。

NG!

建設工事の取引ルールを定めた建設業法では、以下のような行為が規制されています。

- 原価割れするような**不当に低い請負代金**による契約
- 通常必要な工期よりも**著しく短い工期**による契約
- **著しく低い労務費等**による見積り提出や変更依頼

※ 令和6年に改正された建設業法等の詳しい内容はこちらからご覧いただけます →



適正価格による取引は、“ものづくり”の技能の承継やそれを担う“人づくり”の基盤となり、安全・安心な社会づくりに繋がります

適正な価格設定の取引環境の構築にご協力をお願いします

関東ブロック発注者協議会(国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者65機関で構成)では、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について、情報交換を行うなどの連携を図り、発注者の協力体制を強化している。

当協議会では品確法第22条に基づきに策定された、週休2日を始めとする運用指針を構成機関と連携し取り組んでいる。

◆品確法運用指針

全国統一指標

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・政令市・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

関東ブロック独自指標

④最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況 (予定価格の適正な設定)

国等・都県・政令市・市区町村の発注工事に対する最新の積算基準

⑤設計変更ガイドラインの策定・活用状況(適切な設計変更)

国等・都県・政令市・市区町村の発注工事に対する関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

⑥区市町村における週休2日制工事の取組

発注機関毎に定めた実施要領に基づき、週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等を実施したうえで、工事発注時に特記仕様書等で週休2日制対象工事であることを明記している工事の割合

※R4年度調査より指標を新設